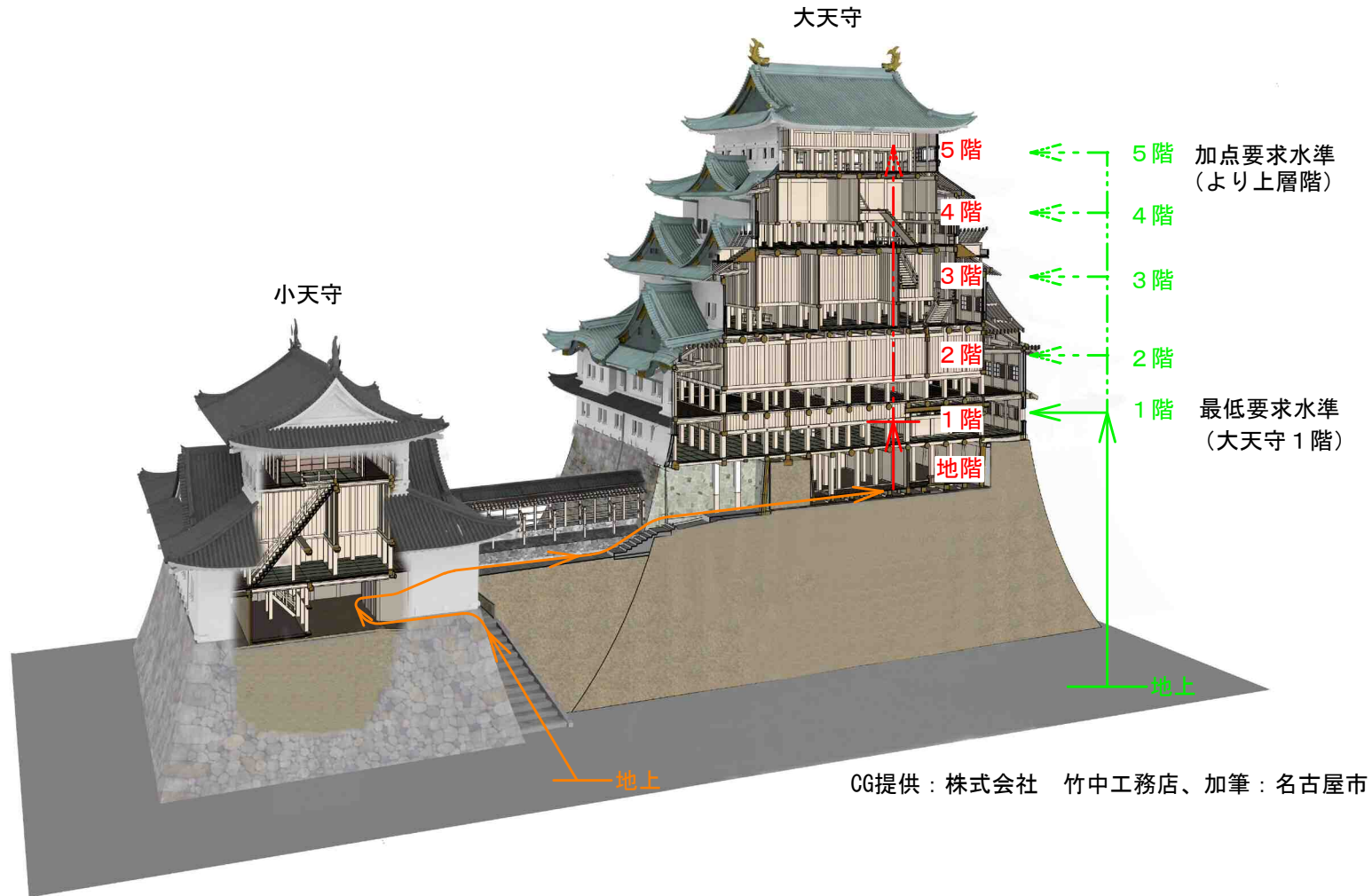




質問回答(1)

資料名	該当箇所					項目名	質問事項	回答
	頁	章	節	細節	項			
1 要求水準書	3	1	1-1	—	—	最低要求水準	要求水準書の最低要求水準のバリアフリーの区分「バリアフリー（有用性）」のNo.7に「少なくとも大天守1階に昇降ができること」とあるが、大天守1階は地上面と同じ高さではないのか。	「審査基準補足資料 最低要求水準（No.7）と加点要求水準（No.27）の説明図」を添付しますので、ご確認ください。 説明図内の赤線が大天守内部を垂直に昇降する技術や大天守の階段を直接昇降する技術などの大天守内部で地階から大天守1階以上に昇降する場合、緑線が大天守外部から大天守1階以上に直接入場する場合を示しています。なお橙線が木造天守の設計・施工者によりバリアフリー対応を行う経路をそれぞれ示しています。
2 公募要項	6	2	2-2	—	—	図表3想定される技術例	地上から大天守地階までのバリアフリーは、木造天守復元の設計・施工者にて別途対応予定とはどういうことか。	地上から小天守1階を経由し、橋台を通過して大天守の石垣の内側にある大天守地階に入るまでを、木造天守復元の設計・施工者である竹中工務店がバリアフリー対応を行う予定です。 「審査基準補足資料 最低要求水準（No.7）と加点要求水準（No.27）の説明図」を添付しますので、ご確認ください。
3 公募要項	18	6	6-3	—	—	昇降技術導入契約	公募に参加する場合、建設業許可（機械器具設置工事）の取得は必要ですか。	昇降技術に関する公募は、特定の技術を排除することなく、幅広く提案を募ることを考えております。 建設業許可の有無にかかわらず、公募に参加できます。
4 公募要項	18	6	6-3	—	—	昇降技術導入契約	昇降技術の開発または導入の契約締結までに、建設業許可を取得する必要はありますか。	建設業法上、軽微な建設工事を除き、工事を請け負う場合には建設業許可が必要です。木造天守に機械器具を取付ける工事を行う場合には、「機械器具設置工事」の建設業許可が必要となります。なお、建設業許可の取得が困難な場合には、木造天守復元の設計・施工者である竹中工務店の協力により、工事体制を整えることとします。審査申請書類提出前にご相談ください。
5 公募要項	23	8	1	—	—	参加資格	参加資格の⑥に「～7月15日までに資格審査の申請を行い、～」とあるが、どのように申請書を入手しどこに申請を行えば良いか。	名古屋市ホームページの入札参加者登録（アドレス https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/ ）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和4年7月15日午後5時15分までに次の場所に提出し、審査申請書類再提出期限（実施公告3(3)イに示す期限。）までに当該資格の認定を受けてください。 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市財政局契約部契約監理課審査係 （名古屋市役所西庁舎11階） 電話 052-972-2321 詳細については、名古屋市の電子調達システムの調達情報サービス内に掲載されている、実施公告・実施説明書をご確認ください。



赤線：大天守内部を垂直に昇降する技術や大天守の階段を直接昇降する技術などの大天守内部を昇降する技術の場合を示す。

緑線：外部から直接大天守1階以上に入城する技術の場合を示す。

最低要求水準：少なくとも大天守1階に昇降ができること（線部）、加点要求水準：より上層階まで昇降できること（線部）。

公募による募集範囲外

橙線：地上から小天守を経由し、大天守地階までの観覧経路（木造天守復元設計・施工者によりバリアフリー対応）